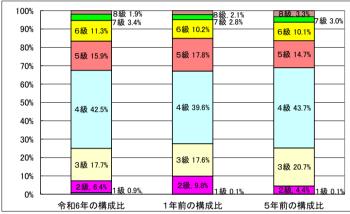
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

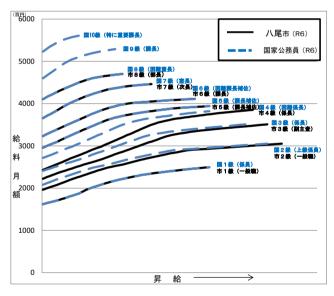
区	分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8	級	部長又は理事の職務	17人	1.9%	410,300円	470,000円
7	級	部次長の職務	30人	3.4%	365,500円	446,200円
6	級	課長又は参事の職務	100人	11.3%	323,100円	411,300円
5	級	課長補佐又は主幹の職務	140人	15.9%	295,400円	394,000円
4	級	係長又は主査の職務	374人	42.5%	271,600円 (243,100円)	382,000円 (385,200円)
3	級	副主査の職務	156人	17.7%	240,900円 (222,200円)	351,000円 (351,000円)
2	級	高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う係員の職務	56人	6.4%	208,000円 (196,200円)	305,200円 (305,200円)
1	級	係員の職務	8人	0.9%	162,100円 (176,100円)	249,400円 (249,400円)

⁽注) ()内は、経過措置適用者に対する給料月額です。



(注) 八尾市職員給与条例に基づく行政職給料表(1)の級区分による職員数です。

(2) 国との給料表カープ比較表 (行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職) (八尾市)

	令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
□.	人事評価を活用していない	0		0	
	活用予定時期	未定		未定	